

合併市に関する調査

記入月日：平成16年9月24日

基礎情報

都道府県・市名	山梨県・甲斐市（かいし）
合併期日	平成16年9月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	山梨県甲斐市篠原2610（旧竜王町）
人口（合併直近の国調）	71,706人
面積	71.94km ²
議員定数	現行54人（平成18年5月1日から30人）
関係市町村名	竜王町、敷島町、双葉町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	竜王町	40,724	12.8	20	11.2
敷島町	19,286	40.28	18	15.1	
双葉町	14,123	18.86	16	13.9	
合計	-	74,133	71.94	54	-

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
竜王町	10,600,151	4,242,646	1,320,238	都市計画・首都圏	0.744	
敷島町	6,365,744	1,744,821	1,268,710	辺地・都市計画・首都圏	0.561	
双葉町	5,768,239	1,415,203	968,085	都計・低開発・農工法	0.559	
合計	-	22,734,134	7,402,670	3,557,033	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成16年8月31日
内容	<p>組織：3町から14人（町長、議長、助役、議員、農林業・商工業・女性・青年・地域代表、その他） ずつ、県から2人の計44人 小委員会：総務、経済・土木、厚生・教育、将来構想策定、新市名称検討、 新市建設計画策定の各小委員会を設置 61の協定項目を協議</p>	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度から26年度	
基本計画の主要項目	<p>第1章 序章 1.合併の必要性 2.計画策定の方針 第2章 新市の概況 1.位置と地勢 2.人口と世帯 第3章 主要指標の見通し 1.目標人口 2.世帯 第4章 1.新市建設の基本方針 1.基本理念 2.将来像 3.まちづくりの基本方針 4.地域別整備方針 第5章 新市の施策 1.施策の体系 2.施策の方向と主な事業 3.重点プロジェクト 第6章 新市における山梨県事業の推進 1.山梨県の役割 2.新市における山梨県事業 第7章 公共施設の統合整備、 第8章 財政計画 1.歳入 2.歳出</p>	
旧市町村庁舎の利活用	旧竜王町役場を暫定的に事務所の位置とし、旧敷島及び双葉町役場は機能を分散した分庁として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 1年8ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：25万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	<p>設置：合併前の旧3町の区域ごと 設置期間：平成18年5月1日～平成27年3月31日 所掌事務：市長の諮問に応じて新市建設計画の変更・執行状況など審議し答申する。 また、必要と認める事項について市長に意見を述べるができる。 組織：各地区の委員は10人以内をもって組織 任期：2年</p>	
地方税に関する特例	無	
内容	<p>税率：個人市民税の均等割3,000円 個人市民税所得割・法人市民税・固定資産税・軽自動車税は標準税率、都市計画税は非課税</p>	
合併特例債発行限度額（億円）	283億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）	
	<p>財産・公の施設：旧3町の財産・債務はすべて新市に引継ぐ 農業委員会委員の定数・任期：合併後1年間引続き選挙による委員として在任 一般職の身分：新市の職員として引継ぎ、現給を保証 一部事務組合：合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に加入 町名・字名：大字は町名を付さないで従前のとおり 公共的団体等：新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら調整 支所・出先機関：旧3町役場庁舎は分庁舎・支所として活用。旧敷島町の3出張所は従前のとおり 特別職の身分：市長・助役・収入役・教育長を置く 行政連絡機構：行政区・自治会は実情・意見を尊重しつつ中間的な連絡組織を置く 消防・防災：消防団は合併時に統合</p>	
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。	
	<p>事務所の位置：新市成立後、市民の意見等を踏まえ建設地を検討 慣行（市章・憲章等）：市章・市民憲章・市木・市花・市鳥・市歌は、新市において新たに制定 上水道関係：上水道事業は当面現行の通り（旧敷島町の一部が甲府市水道局から給水を 受けているため、今後の統合等につき当該市との協議が必要） 警察署の管轄区域：旧竜王町は南甲府警察署、旧敷島町は甲府警察署、旧双葉町は韮崎警察署と なっているため、早期な一体性の確立を要請 広域行政：ごみ・し尿処理については、当面合併前の枠組みで処理するが、関係広域事務組合や 県の計画などとの調整を要す</p>	